

内閣府

○総務省令第二号

文部科学省

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条、第五十七条第一項及び第四百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

文部科学大臣 盛山 正仁

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>〔第一章〕第四章の二 略〕</p> <p>第四章の三 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第百六十二条の五・第百六十二条の六）</p> <p>第四章の四 費用の負担（第百六十二条の七・第百六十二条の八）</p> <p>〔第五章〕第六章 略〕</p> <p>附則</p> <p>（職員）</p> <p>第二条の二 〔略〕</p> <p>2 令第二条第二項第三号に規定する主務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p> <p>四 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項から第四項まで（経理単位）</p> <p>第六条 第四条の経理単位は、次の各号に掲げる経理単位とし、各経理単位においては、当該各号に規定する取引を経理するものとする。</p> <p>一 短期経理 短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第百十八条第一項の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等並びに高齢者の医療の確保に関する法律第百二十四条の四第一項に規定する出産育児交付金に関する取引（組合の資産、負債及び純資産の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。）</p> <p>〔一〕十三 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>第百条 （組合員被扶養者証等）</p> <p>〔略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 第九十五条から前条までの規定は、組合員被扶養者証について準用する。この場合において、</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章〕第四章の二 同上〕</p> <p>第四章の三 実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第百六十二条の五・第百六十二条の六）</p> <p>〔第五章〕第六章 同上〕</p> <p>附則</p> <p>（職員）</p> <p>第二条の二 〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔一〕三 同上〕</p> <p>四 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項から第四項まで（経理単位）</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>一 短期経理 短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第百十八条第一項に規定する後期高齢者支援金等及び介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百五十条第一項に規定する納付金に関する取引（組合の資産、負債及び純資産の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。）</p> <p>〔一〕十三 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>第百条 （組合員被扶養者証等）</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>3 第九十五条から前条までの規定は、組合員被扶養者証について準用する。この場合において、</p>

第九十七条第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、組合は、組合の定めるところにより、組合員被扶養者証の交付を行った組合員に対し、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と、前条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第十九号の二による組合員被扶養者証整理簿」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

(支払未済の給付)

第二百二条 法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けようとする場合に限る。)を記載した請求書を組合(指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第二百二十一条第三項、第二百二十二条、第二百二十四条第二項、第五項及び第六項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条から第四百四十五条まで、第四百四十七条から第五百三十三条まで、第四百五十五条、第四百五十六条、第四百五十九条第一項及び第三項、第五百五十九条の二、第五百五十九条の三第一項、第六十条第二項並びに第六十一条第一項において同じ。)に提出しなければならない。

〔一～五 略〕

〔2・3 略〕

(療養の給付等)

第四百四条 法第五十七条第一項に規定する組合員又は被扶養者の資格に係る情報(短期給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。次項において同じ。)の照会を行う方法としてその他の主務省令で定める方法は、利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法とする。

2 法第五十七条第一項に規定する組合員であることの確認を受ける方法としてその他主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 組合員証を提出する方法
- 二 処方箋を提出する方法(法第五十七条第一項各号に掲げる薬局から療養を受けようとする場合に限る。)
- 三 保険医療機関等(法第五十七条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局をいう。以下同じ。)又は指定訪問看護事業者(法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)が、過去に取得した療養又は指定訪問看護(法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)を受けようとする者の組合員の資格に係る情報を用いて、組合に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、あらかじめ照会を行い、組合から回答を受けて取得した直近の当該情報を確認する方法(当該者が当該保険医療機関等から療養(居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居室における薬学的管理及び指導に限る。)を受けようとする場合又は当該指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする場合であつて、当該保険医療機関等又は指定訪問看護

前条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第十九号の二による組合員被扶養者証整理簿」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

(支払未済の給付)

第二百二条 法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項(第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けようとする場合に限る。)を記載した請求書を組合(指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第二百二十一条第三項、第二百二十二条、第二百二十四条第二項、第五項及び第六項、第二百二十六条第二項、第二百二十八条から第四百四十五条まで、第四百四十七条から第五百三十三条まで、第四百五十五条、第四百五十六条、第四百五十九条第一項及び第三項、第六十条第二項並びに第六十一条第一項において同じ。)に提出しなければならない。

〔一～五 同上〕

〔2・3 同上〕

(療養の給付等)

第四百四条 法第五十七条第一項に規定する主務省令で定める方法は、組合員証を、同項各号に掲げる医療機関又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)に提出する方法とする。ただし、同項各号に掲げる薬局において、処方箋の提出により組合員であることの確認を行う場合には、当該薬局に処方箋を提出する方法とする。

2 法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、保険医療機関等に組合員証又は処方箋を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることのできる場合は、この限りでない。

事業者から電子資格確認（法第五十七条第一項に規定する電子資格確認をいう。第百八条第一項及び附則第十二条において同じ。）による確認を受けてから継続的な療養又は指定訪問看護を受けているときに限る。）

3 法第五十七条第二項第二号又は第三号の規定の適用を受ける組合員が、保険医療機関等に組合員証又は処方箋を提出する方法により組合員であることの確認を受けるときは、組合員証又は処方箋に高齢受給者証を添えて提出するものとする。ただし、当該保険医療機関等において、当該組合員が同項第二号又は第三号の規定の適用を受けることのできる場合は、この限りでない。

（保険外併用療養費）

第百六条の六 第百四条及び第百六条の規定は、組合員が保険医療機関等から法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養、同項第四号に規定する患者申出療養又は同項第五号に規定する選定療養を受ける場合について準用する。

〔2 略〕

（訪問看護療養費）

第百八条 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けようとする者は、電子資格確認によることのできないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

〔2 略〕

（特別療養証明書）

第百九条 「略」

〔2・3 略〕

4 第九十五条、第九十六条、第九十八条第二項、第九十九条、第百四条第二項、第百六条の五及び第百八条第一項の規定は、法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百九条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者が不在場合には埋葬を行った者）」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第二十四号による特別療養証明書整理簿」と、第百四条第二項第一号中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者の」と、第百八条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

（家族療養費）

第百十条 第百四条及び第百六条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条第二項第一号中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、同項第三号中「組合員の」とあるのは「被扶養者の」と、同条第三項中「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号又は二」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、「同項第二号又は第三号」とあるのは「同号又は二」と読み替え

第百六条の六 第百四条及び第百六条の規定は、組合員が保険医療機関等から法第五十六条第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号に規定する選定療養を受ける場合について準用する。

（保険外併用療養費）

〔2 同上〕

（訪問看護療養費）

第百八条 法第五十八条の二第一項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から指定訪問看護を受けようとする者は、法第五十七条第一項に規定する電子資格確認によることのできないときは、組合員証を当該指定訪問看護事業者に提出するものとする。

〔2 同上〕

（特別療養証明書）

第百九条 「同上」

〔2・3 同上〕

4 第九十五条、第九十六条、第九十八条第二項、第九十九条、第百四条第一項、第百六条の五及び第百八条第一項の規定は、法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者について準用する。この場合において、第九十八条第二項中「前項の資格喪失の原因が死亡である場合又は同項」とあるのは「第百九条第三項」と、「受けるべき者」とあるのは「受けるべき者（その者が不在場合には埋葬を行った者）」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第二十四号による特別療養証明書整理簿」と、第百四条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」と、「組合員で」とあるのは「法第六十一条第一項の規定の適用を受ける者で」と、第百八条第一項中「組合員証」とあるのは「特別療養証明書」とする。

（家族療養費）

第百十条 第百四条及び第百六条の規定は、被扶養者が保険医療機関等から療養を受ける場合について準用する。この場合において、第百四条第一項中「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、同条第二項中「法第五十七条第二項第二号又は第三号」とあるのは「法第五十九条第二項第一号又は二」と、「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と、「組合員証」とあるのは「組合員被扶養者証」と、「組合員で」とあるのは「被扶養者で」と、「同項第二号又は第三号」とあるのは「同号又は二」と読み替えるものとする。

るものとする。

[2 略]

(特定疾病の認定)

第百十条の四の三 [略]

[2・3 略]

4 認定を受け、保険医療機関等から令第二十三条の三の二第九項に規定する療養を受けようとする者が、第百四条第二項(第三号を除く。)に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき(第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項(第三号を除く。))に規定する方法により被扶養者であることの確認を受けるとき(第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法)は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、この限りでない。

[5~7 略]

(限度額適用の認定等)

第百十条の五 [略]

[2~5 略]

6 第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第百四条第二項(第三号を除く。)に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合(第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項(第三号を除く。))に規定する方法又は第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。)において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

[7 略]

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第百十条の六 [略]

[2~5 略]

6 認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第百四条第二項(第三号を除く。)に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合(第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第二項(第三号を除く。))に規定する方法又は第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。)において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

[7 略]

[2 同上]

(特定疾病の認定)

第百十条の四の三 [同上]

[2・3 同上]

4 認定を受け、保険医療機関等から令第二十三条の三の二第九項に規定する療養を受けようとする者が、第百四条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受けるとき(第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第一項に規定する方法)は、特定疾病療養受療証を当該保険医療機関等に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができないときは、この限りでない。

[5~7 同上]

(限度額適用の認定等)

第百十条の五 [同上]

[2~5 同上]

6 第一項の規定による認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第百四条第一項に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合(第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第一項に規定する方法又は第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法)により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。)において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用認定証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

[7 同上]

(限度額適用・標準負担額減額の認定)

第百十条の六 [同上]

[2~5 同上]

6 認定を受け、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から療養を受けようとする者は、第百四条第一項に規定する方法又は第百八条第一項に規定する方法により組合員であることの確認を受ける場合(第百十条第一項の規定により読み替えて準用する第百四条第一項に規定する方法又は第百十条の二第二項の規定により読み替えて準用する第百八条第一項に規定する方法)により被扶養者であることの確認を受ける場合を含む。)において、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から認定を受けていることの確認を求められたときは、限度額適用証を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、提出することができない場合には、この限りでない。

[7 同上]

(厚生年金保険給付の請求等)

第二百二十条 この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等に
あつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第二百二十三条、第二百二十五条第三号及び第
百二十七条において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保
険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る請求、
届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第
三章第一節（第三十条第一項第三号ロ、第六号、第七号及び第十一号ロ、第二項第四号の三並び
に第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十
一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第二節（第
四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第
五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第三節（第六十条第一項第三号ロ及び第十
四号ロ、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十九号、第七十二号
第一項第三号ロ、第七十四号第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。）及び第三節の二、第
三章の二（第七十八条の十を除く。）並びに第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めると
ころによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」と
あるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは
「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公
務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせる
こととした場合を除き、市町村連合会）」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の
中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[略]	[略]	[略]
第三十七条第二 項	十日以内に	速やかに
[略]	[略]	[略]

(厚生年金保険給付の請求等)

第二百二十条 この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等に
あつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第二百二十三条、第二百二十五条第三号及び第
百二十七条において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保
険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る請求、
届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第
三章第一節（第三十条第一項第三号ロ、第六号、第七号及び第十一号ロ、第二項第四号の三並び
に第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十
一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第二節（第
四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第
五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第三節（第六十条第一項第三号ロ及び第十
四号ロ、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十九号、第七十号の
二、第七十二条第一項第三号ロ、第七十四号第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。）及び
第三節の二、第三章の二（第七十八条の十を除く。）並びに第三章の三（第七十八条の十八を除く。）
に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険
者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」
とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつて
は、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合
に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[同上]	[同上]	[同上]
第三十七条第二 項	受給権者（厚生労働大臣が 住民基本台帳法第三十条の 九の規定により機構保存本 人確認情報の提供を受ける ことができる者を除く。） 十日以内に	受給権者 速やかに 戸籍の抄本。ただし、組合が住民基本台帳法第三 十条の九の規定により受給権者に係る機構保存本 人確認情報の提供を受けることができなるときに 限る。
[同上]	[同上]	[同上]

第五十三條第一項	十日以内に	速やかに	[略]	[略]	[略]	第七十條第一項	十日以内に	速やかに	[略]	[略]	第七十條第四項	第二号等遺族厚生年金	第一号等遺族厚生年金	速やかに	[略]	[略]	第七十條の二第一項	十日以内に	速やかに	[略]	[略]
----------	-------	------	-----	-----	-----	---------	-------	------	-----	-----	---------	------------	------------	------	-----	-----	-----------	-------	------	-----	-----

〔2 略〕
(支払の一時差止め)
第百二十三條 組合は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二條の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類(同条第三項の規定の適用を受け

第五十三條第一項	受給権者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十條の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)	受給権者	[同上]	[同上]	[同上]	第五十三條第二項第二号	戸籍の抄本	速やかに	[同上]	[同上]	第七十條第一項	受給権者(厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十條の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。)	受給権者	[同上]	[同上]	第七十條第二項第二号	戸籍の抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類	氏名の変更に關する市町村長の証明書又は戸籍の抄本。ただし、組合が住民基本台帳法第三十條の九の規定により受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。	速やかに	[同上]	[同上]	第七十條第四項	第二号等遺族厚生年金	第一号等遺族厚生年金	速やかに	[同上]	[同上]	第七十條の二第二項	十日以内に	速やかに	[同上]	[同上]
----------	--	------	------	------	------	-------------	-------	------	------	------	---------	--	------	------	------	------------	----------------------------------	--	------	------	------	---------	------------	------------	------	------	------	-----------	-------	------	------	------

〔2 同上〕
(支払の一時差止め)
第百二十三條 組合は、厚生年金保険給付の受給権者が正当な理由がなく、厚生年金保険法施行規則第三十二條の三第一項の届書若しくはこれに添えるべき書類(同条第三項の規定の適用を受け

るものに限る。)、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項に規定する書類、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二若しくは第六十八条の三の書類等、第七十条の二第一項に規定する届書又は第七十三条の二第三項の書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。
(退職等年金給付に関する通知)

第二百五十四条 組合(指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。第二百五十六条の二第一項及び第三項、第二百五十六条の三第二項、第五十九条の三第二項及び第三項、第六十一条第二項並びに第六十二条において同じ。)は、退職等年金給付に係る処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理由を付さなければならない。

第二百五十六条 〔略〕
(年金証書の再交付の申請)

2 年金受給権者は、年金証書に記載された氏名に変更があつたときは、前項の申請書を、組合に提出することができる。

3 前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。

4 組合は、第一項又は第二項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

5 〔略〕
(年金受給権者の異動報告等)

第五十九条 年金受給権者は、氏名を改めたとき、転居したとき、住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第九十九号)により住居表示が変更されたとき、払渡金融機関を変更するときは、禁錮以上の刑に処せられたとき若しくは退職手当支給制限等処分(国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分をいう。以下この条において同じ。)に相当する処分を受けたときは、次に掲げる事項を記載した年金受給権者異動報告書を組合に提出しなければならない。ただし、氏名を改めたこと、転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

九 禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二 略

三 禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けたことを証する書類

るものに限る。)、第三十五条第三項に規定する書類、第三十五条の二の書類等、第三十五条の三第一項に規定する届書若しくはこれに添えるべき書類等、第三十五条の四の書類等、第四十条の二第三項に規定する書類、第五十一条第三項に規定する書類、第五十一条の二の書類等、第五十一条の三第一項に規定する届書、第五十一条の四の書類等、第五十六条の二第三項に規定する書類、第六十八条第三項に規定する書類、第六十八条の二若しくは第六十八条の三の書類等又は第七十三条の二第三項の書類を提出しないときは、それらの書類等が提出されるまで当該受給権者に係る厚生年金保険給付の支払を差し止めることができる。
(退職等年金給付に関する通知)

第二百五十四条 組合(指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。第二百五十六条の二第一項及び第三項、第二百五十六条の三第二項、第六十一条第二項並びに第六十二条において同じ。)は、退職等年金給付に係る処分を行ったときは、速やかに、文書でその内容を請求者又は受給権者に通知しなければならない。この場合において、請求に応ずることができないものであるときは、理由を付さなければならない。

第二百五十六条 〔同上〕
(年金証書の亡失等)

〔新設〕

2 組合は、前項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。

3 〔同上〕
(年金受給権者の異動報告等)

第五十九条 年金受給権者は、氏名を改めたとき、転居したとき、住居表示に関する法律(昭和三十七年法律第九十九号)により住居表示が変更されたとき又は払渡金融機関を変更するときは、次に掲げる事項を記載した年金受給権者異動報告書を組合に提出しなければならない。ただし、転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、組合が地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一・二 同上

〔新設〕

2 同上

一・二 同上

〔新設〕

（公務遺族年金の受給権者の氏名変更の理由の届出）

第百五十九条の三 公務遺族年金の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて第百五十九条第一項の規定による報告書の提出を要しないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に戸籍抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えて、組合に提出しなければならない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号
 - 二 公務遺族年金の年金証書の記号番号
 - 三 氏名の変更の理由
 - 四 その他必要な事項
- 2 前項の規定による届出を行う者が、遺族厚生年金（組合が支給するものに限る。）に係る同様の届出を行った場合は、同項の届書を提出することを要しないものとする。
- 3 組合は、公務遺族年金の受給権者が正当な理由がなく、第一項に規定する届書を提出しないときは、当該届書が提出されるまで当該受給権者に係る公務遺族年金の支払を差し止めることができる。

第四章の四 費用の負担

（出産育児交付調整金額）

第百六十二条の七 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額（法第百十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する概算出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）が同年度の確定出産育児交付金の額（法第百十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の五に規定する確定出産育児交付金の額をいう。次項において同じ。）を超える場合における出産育児交付調整金額（法第百十三条の二第二項において準用する健康保険法第百五十二条の三第二項に規定する出産育児交付調整金額をいう。次項において同じ。）は、その超える額に「出産育児交付算定率（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第百三十四条の三に規定する出産育児交付算定率をいう。次項において同じ。）を乗じて得た額とする。

2 当該年度の前々年度の概算出産育児交付金の額が同年度の確定出産育児交付金の額に満たない場合における出産育児交付調整金額は、その満たない額に「出産育児交付算定率を乗じて得た額とする。

（出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額の算定方法）

第百六十二条の八 令第二十九条の五の規定により読み替えて準用する健康保険法第百五十二条の四に規定する出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額は、第一号に掲げる額に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。

- 一 当該年度の前々年度における当該組合員に係る出産費及び家族出産費の支給に要した費用の額（法第六十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三項に規定する政令で定める金額に係る部分に限る。）
- 二 健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第二号に掲げる率
- 三 健康保険法施行規則第百三十四条の四第一項第三号に掲げる率

〔新設〕

〔新設〕

2 当該年度の前々年度の四月二日以降に新たに設立された組合及び同日から当該年度の四月一日までの間に合併又は分割により成立した組合に係る出産費及び家族出産費の支給に要する費用の見込額は、前項の規定にかかわらず、その間における当該組合に係る出産費及び家族出産費の支給に要した費用の額その他の事情を勘案してあらかじめ社会保険診療報酬支払基金が主務大臣の承認を受けて算定する額とする。

(法第四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等)

第六十五條の二 法第四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

〔一〕五 略〕

六 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人

〔七〕十三 略〕

2 法第四十四条の二十四の二第二項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

〔一〕六 略〕

七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

七の二 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合

〔八〕十一 略〕

(船員組合員証等)

第七十六條 〔略〕

〔2 略〕

3 第九十五条から第九十九条までの規定は、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十七条第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする」とし、この場合において、組合は、組合の定めるところにより、船員組合員被扶養者証の交付を行った船員組合員に対し、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第四十二号による船員組合員証整理簿」又は「別紙様式第四十三号による船員組合員被扶養者証整理簿」と読み替えるものとする。

(船員組合員の療養の給付等)

第七十七條 第七十四條から第七十條の六までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第三十六條の規定により、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十三条(第四項を除く)、

(法第四十四条の二十四の二第一項の主務省令で定める者等)

第六十五條の二 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

六 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人

〔七〕十三 同上〕

〔2 同上〕

〔一〕六 同上〕

七 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成二十九年法律第二十八号)第九条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者が、同法第二条第四項に規定する匿名加工医療情報作成事業を行う場合

〔新設〕

〔八〕十一 同上〕

(船員組合員証等)

第七十六條 〔同上〕

〔2 同上〕

3 第九十五条から第九十九条までの規定は、船員組合員証及び船員組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第四十二号による船員組合員証整理簿」又は「別紙様式第四十三号による船員組合員被扶養者証整理簿」と読み替えるものとする。

(船員組合員の療養の給付等)

第七十七條 第七十四條から第七十條の六までの規定は、船員組合員又はその被扶養者が法第三十六條の規定により、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第五十三条(第四項を除く)、

第六十一条から第六十五条まで、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第四百四条第二項第一号及び第三項、第六六条の五第二項第二号、第七七条第一項、第八八条第一項及び第二項、第九八条の二第一項第二号、第九十条の四第一項、第九十条の四の三第一項第二号並びに第九十条の六第一項第二号中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、第九四条第二項及び第三項並びに第九八条第二項中「組合員」とあるのは「船員組合員」と、第九四条第三項及び第九八条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、第九十条第一項、第九十条の二第二項、第九十条の四第一項、第九十条の四の三第一項第二号及び第九十条の六第一項第二号中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員被扶養者証」と、第九十条第二項及び第九十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員証及び船員組合員被扶養者証」と、第九十条第一項中「被扶養者の」とあるのは「船員組合員の被扶養者の」と、同項及び第九十条の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。

(組合役職員等の範囲)

第七十九條 [略]

2 前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、臨時に使用される者のうち、次に掲げる者(二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。)とする。

〔一・二 略〕

三 地方公務員法第二六条の六第七項第一号、令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは附則第五条第一項から第四項まで又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

〔3・4 略〕

(職員引継一般地方独立行政法人の役職員)

第七十九條の二 [略]

2 前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、臨時に使用される者のうち、次に掲げる者(二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。)とする。

〔一・二 略〕

三 地方公務員法第二六条の六第七項第一号、令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは附則第五条第一項から第四項まで若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者又は大学の教員等の任期に関する法律第五條第一項の規定により採用された者

(定款変更一般地方独立行政法人の役職員)

第七十九條の三 [略]

2 前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、

第六十一条から第六十五条まで、第六十八条、第七十六条、第七十八条、第七十九条、第八十二条又は第八十三条の規定の例により療養を受ける場合について準用する。この場合において、第四百四条第一項及び第二項、第六六条の五第二項、第七七条第一項、第八八条第一項及び第二項、第九八条の二第一項、第九十条の四第一項、第九十条の四の三第一項並びに第九十条の六第一項中「組合員証」とあるのは「船員組合員証」と、第九四条第一項及び第二項並びに第九八条第二項中「組合員で」とあるのは「船員組合員で」と、第九四条第二項及び第九八条第二項中「組合員」とあるのは「船員組合員」と、第九四条第三項及び第九八条第二項中「組合員が」とあるのは「船員組合員が」と、第九十条第一項、第九十条の二第二項、第九十条の四第一項、第九十条の四の三第一項及び第九十条の六第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員被扶養者証」と、第九十条第二項及び第九十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「船員組合員証及び船員組合員被扶養者証」と、第九十条第一項及び第九十条の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「船員組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「船員組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。

(組合役職員等の範囲)

第七十九條 [同上]

〔2 同上〕

〔一・二 同上〕

三 地方公務員法第二六条の六第七項第一号、第二八条の四第一項若しくは第二八条の六第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

〔3・4 同上〕

(職員引継一般地方独立行政法人の役職員)

第七十九條の二 [同上]

〔2 同上〕

〔一・二 同上〕

三 地方公務員法第二六条の六第七項第一号、第二八条の四第一項若しくは第二八条の六第一項若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第六條第一項第一号の規定により採用された者に相当する者又は大学の教員等の任期に関する法律第五條第一項の規定により採用された者

(定款変更一般地方独立行政法人の役職員)

第七十九條の三 [同上]

〔2 同上〕

臨時に使用される者のうち、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。）とする。

〔一・二 略〕

三 地方公務員法第二十六条の六第七項第一号、令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは附則第五条第一項から第四項まで又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員）

第七百七十九条の四 〔略〕

2 前項の規定により職員に準ずるものとして主務省令で定めるものに含まないものとされる者は、臨時に使用される者のうち、次に掲げる者（二月以内の期間を定めて使用される者であつて主務大臣が定めるものに限る。）とする。

〔一・二 略〕

三 地方公務員法第二十六条の六第七項第一号、令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは附則第五条第一項から第四項まで又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

（任意継続組合員証等）

第八百八十四条 〔略〕

〔2 略〕

3 第九十五条から第九十九条までの規定は、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十七条第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、組合は、組合の定めるところにより、任意継続組合員被扶養者証の交付を行った任意継続組合員に対し、被扶養者の要件の確認を行うものとする」と、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第四十七号による任意継続組合員証整理簿及び別紙様式第四十七号の二による任意継続組合員被扶養者証整理簿」と、「組合員証」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

（任意継続組合員の療養の給付等）

第八百八十四条の二の二 第四百四条から第四百十条の六までの規定は、任意継続組合員又はその被扶養者について準用する。この場合において、第四百四条第二項第一号及び第三項、第四百六条の五第二項第二号、第四百七条第一項、第四百八条第一項及び第二項、第四百八条の二第二項第二号、第四百十条の四第一項、第四百十条の四の三第一項第二号並びに第四百十条の六第一項第二号中「組合員証」とあるのは「任意継続組合員証」と、第四百四条第二項及び第三項並びに第四百八条第二項中「組合員で」とあるのは「任意継続組合員で」と、第四百四条第三項及び第四百八条第二項中「組合員が」とあるのは「任意継続組合員が」と、第四百十条第一項、第四百十条の二第二項、第四百十条の四第一項、第四百十条の四の三第一項第二号及び第四百十条の六第一項第二号中「組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員被扶養者証」と、第四百十条第二項及び第四百十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」と、第四百十条第一項中「被扶養者の」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」と、第四百十条第一項中「被扶養者の」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者」と読み替えるものとする。

〔一・二 同上〕

三 地方公務員法第二十六条の六第七項第一号、第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の六第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

（職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員）

第七百七十九条の四 〔同上〕

〔2 同上〕

〔一・二 同上〕

三 地方公務員法第二十六条の六第七項第一号、第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の六第一項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第六条第一項第一号の規定により採用された者に相当する者

（任意継続組合員証等）

第八百八十四条 〔同上〕

〔2 同上〕

3 第九十五条から第九十九条までの規定は、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について準用する。この場合において、第九十九条中「別紙様式第十七号による組合員証整理簿」とあるのは「別紙様式第四十七号による任意継続組合員証整理簿及び別紙様式第四十七号の二による任意継続組合員被扶養者証整理簿」と、「組合員証」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」と読み替えるものとする。

（任意継続組合員の療養の給付等）

第八百八十四条の二の二 第四百四条から第四百十条の六までの規定は、任意継続組合員又はその被扶養者について準用する。この場合において、第四百四条第一項及び第二項、第四百六条の五第二項、第四百七条第一項、第四百八条第一項及び第二項、第四百八条の二第二項、第四百十条の四第一項、第四百十条の四の三第一項並びに第四百十条の六第一項中「組合員証」とあるのは「任意継続組合員証」と、第四百四条第一項及び第二項並びに第四百八条第二項中「組合員で」とあるのは「任意継続組合員で」と、第四百四条第二項及び第四百八条第二項中「組合員が」とあるのは「任意継続組合員が」と、第四百十条第一項、第四百十条の二第二項、第四百十条の四第一項、第四百十条の四の三第一項中「組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員被扶養者証」と、第四百十条第二項及び第四百十条の三中「組合員証及び組合員被扶養者証」とあるのは「任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証」と、第四百十条第一項及び第四百十条の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者」と読み替えるものとする。

とあるのは「任意継続組合員の被扶養者」と、同項及び第一百十條の二第二項中「被扶養者が」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者が」と、「被扶養者で」とあるのは「任意継続組合員の被扶養者で」と読み替えるものとする。

附則

〔削る〕

第十一條 法附則第四十條の三の二の規定により高齢者の医療の確保に関する法律附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等の納付が行われる場合における第六條の規定の適用については、同條第一項第一号中「後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等」とする。

（電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請の支援）

第十二條 組合は、当分の間、電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード（番号利用法第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（番号利用法第十七條第一項に規定する申請をいう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七條 平成二十四年一元化法附則第六十一條第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、地方公務員等共済組合法施行規程等の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府・総務省・文部科学省令第二号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「改正前施行規程」という。）第一條、第一條の三、第四章第三節（第二百一十一條、第二百一十一條の三から第二百二十三條まで、第二百二十八條、第二百二十八條の四から第二百二十九條まで、第二百三十二條、第二百三十三條、第二百三十四條第一項及び第二項、第三百三十七條、第三百三十九條、第四百三十三條、第四百四十九條、第五百五十五條第二項、第六百六十條の二から第六百六十條の四まで並びに第六百六十二條の二から第六百六十二條の十一までを除く。）及び第六百六十五條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前施行規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕
改正前施行規程 第五百五十九條第一項	又は振込金融機関を変更するとき	払渡金融機関を変更するとき又は禁錮以上の刑に処せられたとき若しくは退職手当支給制限等処分（国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二十八号）第九十七條第一項に規定する退職手当支給制限等処分をいう。以下この条において同

者で」と読み替えるものとする。

附則

第十一條 法附則第四十條の三の二の規定により国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十條第一項に規定する拠出金の納付が行われる場合における第六條の規定の適用については、同條第一項第一号中「及び介護保険法」とあるのは、「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十條に規定する拠出金及び介護保険法」とする。

第十二條 法附則第四十條の三の三の規定により高齢者の医療の確保に関する法律附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等の納付が行われる場合における第六條の規定の適用については、同條第一項第一号中「後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等、同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等」とする。

（電子資格確認に係る個人番号カードの交付の申請の支援）

第十二條の二 組合は、当分の間、法第五十七條第一項に規定する電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード（番号利用法第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（番号利用法第十七條第一項に規定する申請をいう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員に対し、及び直接に又は組合員を通じてその被扶養者に対し、行うことができる。

（改正前地共済法による年金である給付の届出等）

第二十七條 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
改正前施行規程 第五百五十九條第一項	知事等から本人確認情報	地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報

	<p>転居したこと</p> <p>知事等から本人確認情報</p>	<p>じ。に相当する処分を受けたとき</p> <p>氏名を改めたこと、転居したこと</p> <p>地方公共団体情報システム機構から機構保存本人確認情報</p>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	<p>改正前施行規程 第百五十九条第一項第九号</p>	<p>九 振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関及び従前の振込金融機関</p>	<p>九 払渡金融機関を変更するときは、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下この号において「公金受取口座」という。）を利用する者</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者</p> <p>新たな払渡金融機関の名称、所在地及び預金口座の口座番号並びに従前の払渡金融機関</p> <p>十 禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けた年月日</p>	<p>改正前施行規程 第百五十九条第二項第三号</p>	<p>三 振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座番号を記載した書類</p>	<p>三 前項第九号ロに掲げる者が払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関の預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられたとき又は退職手当</p>
	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	<p>改正前施行規程 第百五十九条第一項第九号</p>	<p>振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関及び従前の振込金融機関</p>	<p>九 払渡金融機関を変更するときは、次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下この号において「公金受取口座」という。）を利用する者</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者</p> <p>新たな払渡金融機関の名称、所在地及び預金口座の口座番号並びに従前の払渡金融機関</p>	<p>改正前施行規程 第百五十九条第二項第三号</p>	<p>振込金融機関を変更するときは、新たな振込金融機関の名称及び所在地並びに預金口座番号を記載した書類</p>	<p>前項第九号ロに掲げる者が払渡金融機関を変更するときは、新たな払渡金融機関の預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類</p>

<p>支給制限等処分相当する処分を受けたときは、当該刑に処せられ、又は当該処分を受けたことを証する書類</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>〔改正前地共済法による年金である給付の受給権者の氏名変更の理由の届出〕</p> <p>第二十八条の三 平成二十四年一元化法附則第六十一条の規定する改正前地共済法による年金である給付のうち遺族共済年金（以下この条において「改正前地共済法による遺族共済年金」という。）の受給権者は、その氏名を変更した場合であつて附則第二十七条の規定により読み替えて適用するなおその効力を有する改正前施行規程第百五十九条第一項の規定による報告書の提出を要しないときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に戸籍抄本その他の氏名の変更の理由を明らかにすることができる書類を添えて、組合に提出しなければならない。</p> <p>一 受給権者の氏名、生年月日、住所及び個人番号又は基礎年金番号</p> <p>二 年金証書の記号番号</p> <p>三 氏名の変更の理由</p> <p>四 その他必要な事項</p> <p>2 組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会）は、改正前地共済法による遺族共済年金の受給権者が正当な理由がなく、前項に規定する届書を提出しないときは、当該届書が提出されるまで当該受給権者に係る改正前地共済法による遺族共済年金の支払を差し止めることができる。</p> <p>〔年金証書の再交付の申請の特例〕</p> <p>第二十八条の四 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付の受給権者は、その氏名を変更した場合は、附則第二十七条の規定により読み替えられたなお効力を有する改正前施行規程第百五十六条第一項の規定による申請書を組合に提出することができる。</p> <p>2 前項の申請書には、年金証書を添えなければならない。</p> <p>3 組合は、第一項の申請書の提出を受けたときは、新たな年金証書を交付しなければならない。</p> <p>（組合が特定個人情報の提供を受けることができるときの添付書類の特例）</p> <p>第三十九条 附則第十三条から第二十五条まで、附則第二十八条及び附則第二十八条の三の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十一条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>（組合が特定個人情報の提供を受けることができるときの添付書類の特例）</p> <p>第三十九条 附則第十三条から第二十五条まで及び附則第二十八条の規定によつて組合に提出すべき書類に添えなければならない書類について、組合が番号利用法第二十一条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類の添付を省略することができる。</p> <p>〔新設〕</p>

(表)

〇〇共済組合 限度額適用認定証	
令和 年 月 日交付	
組 号	番 号 (後番)
合 氏 名	
員 生年月日	年 月 日
通 氏 名	
用 生年月日	年 月 日
対 生年月日	年 月 日
象 住 所	
者	
発効年月日	令和 年 月 日
有効期限	令和 年 月 日
適用区分	
所在地	
発行者番号及び印	

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。
※ 電子申請時に有効となる個人番号カードをいいます。

(裏) [略]

備考

- 1 用紙の大きさは、縦275ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者1人ごとに作製すること。
- 3 対象者が組合員であるときは、表面の「適用対象者」欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

4 「有効期間」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。

5 「適用区分」欄には、「適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第3項第1号又は第4項第1号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。

6 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所望の変更を加えることその他所望の調整を加えることができる。

7 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表)

〇〇共済組合 限度額適用認定証	
令和 年 月 日交付	
組 号	番 号 (後番)
合 氏 名	
員 生年月日	年 月 日
通 氏 名	
用 生年月日	年 月 日
対 生年月日	年 月 日
象 住 所	
者	
発効年月日	令和 年 月 日
有効期限	令和 年 月 日
適用区分	
所在地	
発行者番号及び印	

マイナ保険証(※)を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。
※ 電子申請時に有効となる個人番号カードをいいます。

(裏) [同左]

備考

- 1 用紙の大きさは、縦275ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者1人ごとに作製すること。
- 3 対象者が組合員であるときは、表面の「適用対象者」欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。

4 「有効期間」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。

5 「適用区分」欄には、「適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3の第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」と、同条第3項第1号又は第4項第1号に掲げる者である場合は「現役並みⅠ」と、同条第3項第3号又は第4項第3号に掲げる者である場合は「現役並みⅡ」と記載すること。

6 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表)

〇〇市済組合同業連合会・理事長担頭職別記名証			
令和 年 月 日交付			
記号	番号	(住所)	
組合員	氏名	年 月 日	
清算・減額対象者	氏名	年 月 日	
有効期限	令和 年 月 日		
運用区分			
長期入院該当	令和 年 月 日	組合印	
所在地			
発行機関			
名称及び印			

「電子印保証」(8)を利用すれば、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用・標準負担額減額認定書の提示は不要となりますので、「電子印保証」をご利用ください。
※ 電子印保証に利用される個人番号カードを提示します。

(裏) [略]

備考

- 1 用紙の大きさは、縦27ミリメートル、横21ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者1ごとに作製すること。
- 3 対象者が組合員であるときは、表面の「運用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 4 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
- 5 運用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3第4項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「イ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「ロ」と記載すること。
- 6 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、運用区分欄に、5記載の運用区分「オ」又は「イ」に加え、「(健)」と記載すること。
- 7 必要があるときは、各欄の配座を著しく変更することなく所票の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができること。
- 8 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表)

〇〇市済組合同業連合会・理事長担頭職別記名証			
令和 年 月 日交付			
記号	番号	(住所)	
組合員	氏名	年 月 日	
清算・減額対象者	氏名	年 月 日	
有効期限	令和 年 月 日		
運用区分			
長期入院該当	令和 年 月 日	組合印	
所在地			
発行機関			
名称及び印			

〇〇市済組合同業連合会・理事長担頭職別記名証

(裏) [同左]

備考

- 1 用紙の大きさは、縦27ミリメートル、横21ミリメートルとする。
- 2 この証は、対象者1ごとに作製すること。
- 3 対象者が組合員であるときは、表面の「運用・減額対象者」の欄の「氏名」欄に「組合員本人」と記載し、対象者が被扶養者であるときは、それぞれの欄に該当事項を記載すること。
- 4 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日までを記載すること。
- 5 運用区分欄には、適用対象者が地方公務員等共済組合法施行令第23条の3第4項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」と、同条第3項第6号に掲げる者である場合は「イ」と、同項第5号に掲げる者である場合は「ロ」と記載すること。
- 6 健康保険法施行規則第62条の3第6号に掲げる者である場合は、運用区分欄に、5記載の運用区分「オ」又は「イ」に加え、「(健)」と記載すること。
- 7 別途組合員又はその被扶養者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

別表第1号表
第1号表の1

短期経理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

【表 略】

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借		貸		方	
大項目	中項目	大項目	中項目	大項目	中項目
経常費用	【略】	経常収益	【略】	【略】	【略】
	出産育児関係事務費 拠出金 病床転換支援金 介護納付金 流行初期医療確保 拠出金		前期高齢者交付金 出産育児交付金 【略】		
	流行初期医療確保 拠出金 流行初期医療確保 関係事務費 拠出金 【略】				
【略】	【略】				

別表第1号表
第1号表の1

短期経理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

【表 同左】

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借		貸		方	
大項目	中項目	大項目	中項目	大項目	中項目
経常費用	【同左】	経常収益	【同左】	【同左】	【同左】
	病床転換支援金 介護納付金		前期高齢者交付金 【同左】		
	病床転換支援金 事務費 拠出金 【同左】				
【同左】	【同左】				

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、令和六年四月一日から施行する。

(様式の特例)

第二条 この命令の施行の際現に交付されているこの命令による改正前の別紙様式第二十五号による限度額適用認定証及び別紙様式第二十五号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証は、それぞれこの命令による改正後の別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十五号の二の様式によるものとみなす。

第三条 この命令の施行の際現に存するこの命令による改正前の別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十五号の二の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。